

横浜市防災会議条例及び横浜市災害対策本部条例の一部改正について

1 趣旨

平成 24 年 6 月 27 日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布・施行されたことから、「横浜市防災会議条例」及び「横浜市災害対策本部条例」の一部を改正します。

2 災害対策基本法改正の概要（本市条例改正関連部分）

(1) 市町村防災会議の所掌事務の追加と変更(第 14 条第 2 項)

ア 平時における防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、これまでは規定されてなかった、「市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」が追加されました。

イ 「当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項に関し、市町村長に意見を述べること」が追加されました。

ウ 災害発生時、市町村防災会議で災害に関する情報の収集を行うよりも、災害対策本部で一元的にその事務を行うことが効果的であることから、「当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」が削除されました。

(2) 市町村防災会議の組織構成員の追加(第 15 条第 5 項)

避難所の運営などに、多様な主体の意見を反映できるよう「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」を構成員に追加されることとされました。

(3) 市町村災害対策本部に係る条文の新設(第 23 条の 2)

都道府県と市町村の災害対策本部に係る事項については、同一の条文で規定されていましたが、本改正での所掌事務の見直し・明確化に併せて、別個に規定されました。

《災害対策基本法の改正内容（本市条例改正関連部分）》

① 第十四条第二項第二号を次のように改める。

「二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」

② 第十四条第二項第二号の次に次の一号を加える。

「三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。」

③ 第十四条第二項第二号にあった「当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」については、削除する。

④ 第十五条第五項に次の一号を加える。

「八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県知事が任命する者」

〔※市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の例に準じて、市町村の条例で定めることとされています。〕

⑤第二十三条の次に次の一条を加える。

(市町村災害対策本部)

第二十三条の二 (第一～七項 省略)

「八 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。」

3 横浜市防災会議条例の改正概要

(1) 横浜市防災会議の所掌事務の追加と削除(第2条)

ア 市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することを所掌事務に追加します。

イ アの重要事項に関して、市長に意見を述べることを所掌事務に追加します。

ウ 災害に関する情報を収集することを所掌事務から削除します。

(2) 横浜市防災会議の組織委員の変更(第3条第5項)

現行の委員として規定している「地域住民組織を代表する者」を、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」に改正します。

【横浜市防災会議条例】新旧対照表

	新		旧
第2条 (所掌事務)	<p>防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 横浜市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p>	第2条 (所掌事務)	<p>防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 横浜市防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。</p> <p>(2) <u>本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) <u>前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p>
第3条 (組織等)	<p>(第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。</p> <p>(第1号から第8号まで省略)</p> <p>(9) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u></p> <p>(第10号、第11号省略)</p>	第3条 (組織等)	<p>(第1項から第4項まで省略)</p> <p>5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。</p> <p>(第1号から第8号まで省略)</p> <p>(9) <u>地域住民組織を代表する者</u></p> <p>(第10号、第11号省略)</p>

4 横浜市災害対策本部条例の改正概要

市町村災害対策本部に係る法の条文の新設に伴い、条例で引用する条文を変更します。
(第1条)

【横浜市災害対策本部条例】新旧対照表

	新		旧
第1条 (目的)	この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23条の2第8項</u> の規定に基づく横浜市災害対策本部(以下「本部」という。)等に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 (目的)	この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号) <u>第23条第7項</u> の規定に基づく横浜市災害対策本部(以下「本部」という。)等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

5 施行期日

公布の日から施行します。